

★償還払い★

●福祉用具購入

事前申請に必要な書類はありません。

【事後申請に必要な書類】

1. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
2. 利用者あての購入費用の領収書
3. 購入する品目（値段付）が掲載されているカタログ・パンフレット等
4. 委任状（本人と口座名義人が異なる場合）
5. 口座のわかるものの写し（通帳やキャッシュカード等※添付できない場合は代理の者が必ず口座を確認し、申請書に署名すること）

★受領委任払い★

●福祉用具購入

【事前申請に必要な書類】

1. 介護保険福祉用具購入費受領委任払い承認申請書
2. 介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る同意書
3. 購入する品目（値段付）が掲載されているカタログ・パンフレット等

■受領委任払に対する決定が下りた後に購入

【支給申請に必要な書類】

1. 介護保険福祉用具購入費支給申請書（口座の欄は空欄）
2. 利用者あての購入費用の領収書（利用者負担額である 1割分を記載したもの）